

多世代活動交流センター「チャレンジ・スペース」の利用者を募集します

事業用事務所やサークル活動などのさまざまな活動の拠点としてご活用ください

対象団体等

- 次の①～④のいずれかに該当する団体
- ①町内に在住または在勤する方で構成される団体
- ②町と連携する町内および近隣の大学など
- ③公共的な機関
- ④町内に本拠を置く事業所



貸付けをする部屋

多世代活動交流センター3階⑥号室および⑦号室(松ヶ丘4-1-1)

利用できる日・時間

祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く毎日・午前9時～午後8時30分

貸付期間

⑥号室：平成26年6月1日～、⑦号室：平成27年1月1日～。1年単位で2回まで更新可能です。(最長3年)

貸付料(月額)

13,000円～52,000円(団体の営利・非営利区分、収入によって変わります。)

募集期間

5月1日(木)～23日(金)

応募(申請)方法

役場政策財政課(庁舎2階)の窓口に備えてある「チャレンジ・スペース利用希望申請書」に必要事項を記入し、収入を示す書類と併せて政策財政課へ提出してください。(午前8時30分～正午、午後1時～5時の間)

契約

旧松栄小学校3階チャレンジ・スペース活用指針(平成20年2月1日制定)に基づき契約を締結します。ただし、希望が重なった場合は、抽選などにより選考します。

その他

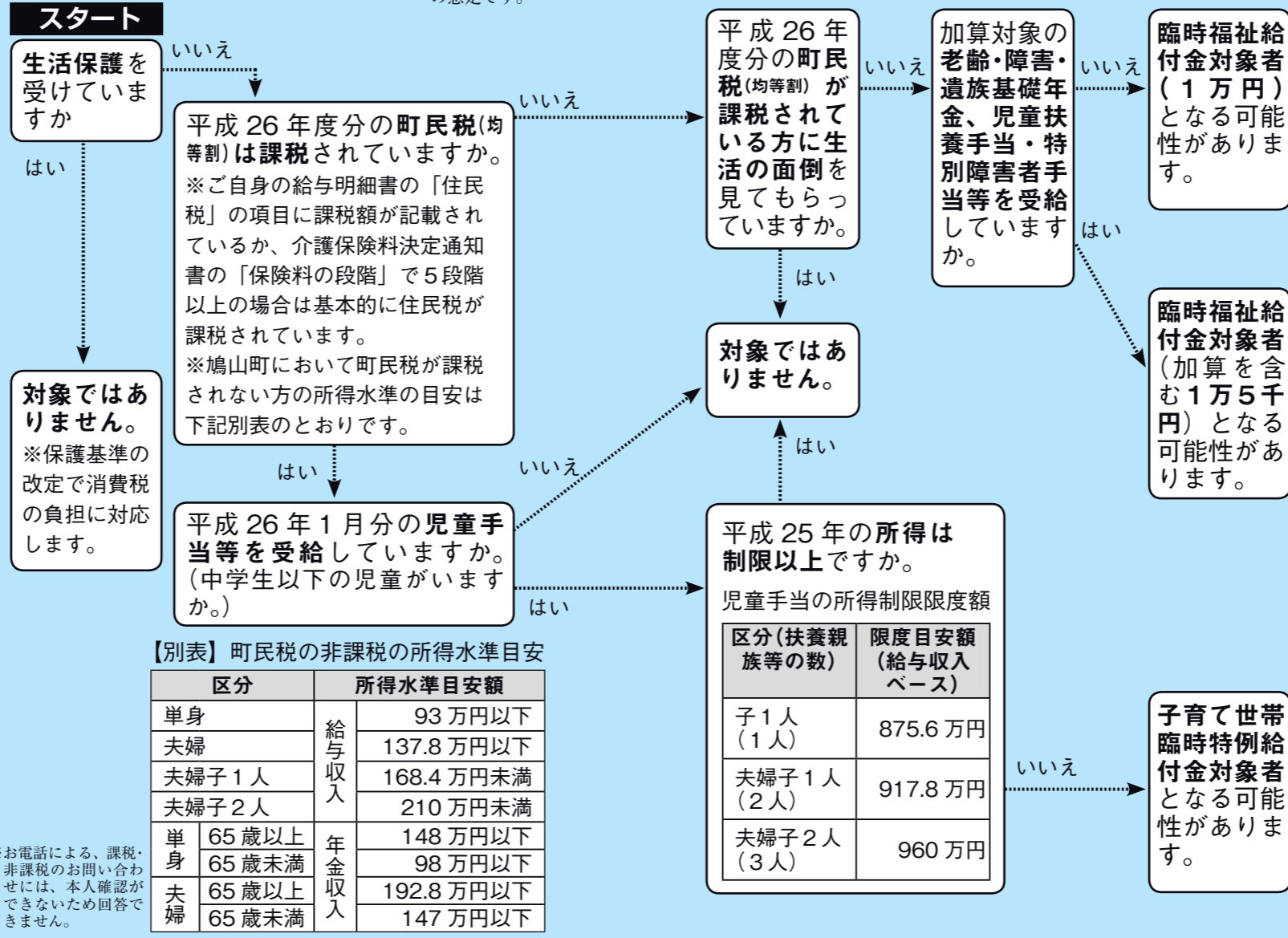
原状貸付、原状回復返還となります。※机などの備品や電話回線およびインターネット設備などはありません。(今後も整備予定なし)

問合せ

役場政策財政課 政策推進担当 ☎ 296-1212 (直通)

対象者診断チャート

※当チャートはあくまで一般的な場合の想定です。



【別表】町民税の非課税の所得水準目安

区分	所得水準目安額	
単身	93万円以下	
夫婦	137.8万円以下	
夫婦子1人	168.4万円未満	
夫婦子2人	210万円未満	
単身	65歳以上 65歳未満	年金収入 148万円以下 98万円以下
夫婦	65歳以上 65歳未満	年金収入 192.8万円以下 147万円以下

※原則として、申請期間外の申請は受け付けられません。
■提出書類 ①申請書、②本人確認書類(住民基本台帳カード・運転免許証など)、③指定口座が確認できる書類(子育て世帯臨時特例給付金「子育て世帯臨時特例給付金」の受給者で、児童手当の受取口座を指定する場合は不要)

■注意事項 ●受け取ることのできるのどちらか一つの給付金です。●給付金の支払いは7月以降の予定です。●申請後、書類などの審査を行いますので、支払いまでに一定の期間がかかります。

■問合せ

【申請方法に関すること】
役場健康福祉課 ☎ 296-1241

【制度に関すること】
厚生労働省(専用ダイヤル) ☎ 0570-037192

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員などをおたつた電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず役場健康福祉課または最寄りの警察署か警察相談専用電話(☎ 9110)にご連絡ください。

振り込み詐欺等にご注意を

5月号と一緒に送付した案内チラシ・申請書を必ずご確認ください

案内チラシ

申請書

低所得者向け
子育て世帯向け
臨時福祉給付金
10,000円
または
15,000円

子育て世帯臨時特例給付金
10,000円

6/10～9/10の間に申請をお忘れなく

消費増税に伴う給付金

子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するため、平成26年4月から消費税は8%に引き上げられました。この消費税の引き上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応し、その後の経済成長力の底上げ・持続的な経済成長につなげるため、政府は「経済政策パッケージ」を決定しました。その一環として、低所得者向けと子育て世帯向けに2つの給付金を支給します。

9月10日まで申請を

受給対象者のうち、平成26年1月1日時点で町に住民票がある方は、次のとおり申請をお願いします。

なお、「臨時福祉給付金」の申請書は、今月号と一緒に送付します。「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書は、児童手当の受給者に毎年通知している「現況届」と併せて、5月下旬に送付します。(いずれも役場健康福祉課窓口でも入手可)

■申請先 役場健康福祉課
■申請期間 6月10日(火)～9月10日(水)

消費税率8%への引き上げに対し、低所得者への負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」を支給します。また、子育て世帯の影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。「臨時福祉給付金」は1人につき10,000円(加算対象者は15,000円)、「子育て世帯臨時特例給付金」は対象児童1人につき10,000円が支給されます。平成26年1月1日時点で町に住民票がある受給対象者は、6月10日(火)～9月10日(水)の期間に申請してください。